

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定によつて、甲山町赤屋土地改良区の定款変更を平成十九年四月二十六日認可した。

なお、この認可について不服がある者は、認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に、広島県を被告として、この認可の取消しを求め訴えを提起することができる。

平成十九年五月十日

広島県尾三地域事務所長 新 田 輝 樹